

第 1 2 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 6 月 7 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 24 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 13 名 欠席者 2 名

- 議 事
1. 開 会
 2. 議事録署名人の指名
 3. 付議事案
 - 報告 第 1 号 専決処分について
 - 報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について
 - 議案 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について
 - 議案 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13 名）

1 番	吉田 孝行	3 番	（ 欠 番 ）
4 番	岡本 義照	5 番	近藤 茂
6 番	井寺 知江子	7 番	成清 輝美
9 番	中村 浩章	1 0 番	北原 良輝
1 1 番	城戸 慎吾	1 2 番	溝口 弘之
1 3 番	城戸 孝行	1 4 番	富安 春二
1 5 番	古賀 重満	1 6 番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（2 名）

2 番	中村 伸秀	8 番	角 豊明
-----	-------	-----	------

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○事務局

申し訳ありません、本日もまた訂正の分を机の上に出させていただきます。
(議案書の差し替えを説明) どうぞよろしくお願いいたします。お時間も参りましたので会議のほう入って参りたいと思います。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。それでは会長お願いします。

○議長

皆さん改めましてこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から、第 1 2 回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、報告事項が 2 件、議案が 3 件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。今回も、「新型コロナウイルス感染症」の対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言されます委員さんは、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願い致します。本日は、2 番の中村委員さんと 8 番の角委員さんが欠席でございます。次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、10 番の北原良輝委員、11 番の城戸慎吾委員にお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第 1 号及び第 2 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは説明をさせていただきますが、今回も出来るだけ簡潔に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 専決処分について

でございます。

職員の異動がございましたので、従来であれば本人をご紹介しておりましたけれども、コロナ禍でございますことから、昨年同様に、読み上げをもって紹介とさせていただきます。職名：事務職員、氏名：伊藤舞、任・免年月日：令和 3 年 5 月 31 日、発

令事項：農業委員会事務局兼務を解く、続きまして、職名：事務職員、氏名：椎窓由歌理、任・免年月日：令和3年6月1日、発令事項：兼ねて農業委員会事務局勤務を命ずる。以上でございます。続きまして、2ページをお願い致します。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項は、解約事由を貸人の都合とされておりますが、近く農地転用を考えてあるとのことでございます。この他利用権の解約は第2項から第7項までございますが、以降につきましてはご参照をお願いします。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で19件でございますが、第1項のみ説明させていただきます。所在、西牟田、地目、田2筆、面積計2,500㎡、利用権、賃貸借、貸人、江口の____、借り人、長浜の____、利用目的はいちご、借賃は施設込みで総額の年____万円、期間は7年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書の17ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分はございません。先ず総計でございます。田が34件、面積、118,767.96㎡、畑は1件、面積、558㎡、合計35件、面積119,325.96㎡でございます。「新規・再設定別」では、新規が7件、再設定が28件、「通年・期間借地の別」では、通年が29件、期間借地が6件、「小作料納入別」では、金納が19件、物納が7件、耕起代掻き6件、使用貸借3件となっております。右の表をお願いいたします。貸借期間別でございますが、1年1件、3年22件、5年が8件、7、9、10、20年が各1件となっております。議案第

1号の説明は以上でございます。

○議長

説明は終了いたしました。議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委員(1番)

14ページ、14番の_____さんと_____さん、同住所でいつも事務局が説明される時に同一世帯であれば経営面積なり貸付なりちゅうのは同じ面積になっているちゅうような説明で以前されておりましたけれども、上の、これ同一世帯ですよ、____さんと____さんちゅうのは。で、経営面積が片や3,857、下は5,120というふうについて説明されているのに違うなちゅうのが1点と、先ほど言われた報告事項出ですね、今聞いたんですけど_____さんちゅうのは中間管理機構に利用権設定で貸しであるわけですよ、これを今回解約されたちゅうことですよね。ちゅうことであれば当然ここには貸付地の中に何らかの数字が載つとかと本来はおかしいのかなちもちょっと思いましたんで、これはもう解約したけんで載せる必要がないちゅうのであればそれでいいんですけど。いつもの説明からすると貸し付けして今回承認が得たらなくなるちゅうふうな形で理解しようりましたんで、その2点を質問したいと思います。

○議長

事務局どうぞ。

○事務局

ちょっとお待ち下さい。(書類確認)大変申し訳ありません。_____さんの経営面積5,120㎡ですね、をあげている分、こちらのほうが今回の利用権設定に添付していただいています久留米市からの耕作証明書による面積を記入しております。一方、_____さんのほうの分につきましては筑後市の耕作面積、西牟田ですけれどもこちらのほうの面積が3,857で筑後市の分しか把握できていなかったところで農地台帳が、_____さんが3,857としておったところ、新たに今回の分であれば、_____さんは5,120㎡の耕作証明書、耕作面積を久留米市のほうの分をお持ちということで、筑後市の分も含めてでございますが、載っているということで、本来であれば久留米市のこの面積を筑後市も把握して双方共に5,120となっておくべきところを、筑後市が久留米市の分まで把握できていなかったところからこういったことになっております。この処

理をする前に知り得た情報として 5,120 になっておりますので、これを農地台帳のほうに筑後市としては掲載すべきであるかなと思いますけども。農地基本台帳のデータは居住者のところで管理するというふうになっておりまして、住所地で管理するようになっていきますので、久留米市の方、久留米市は久留米市で把握してありますが筑後市の場合はあくまで西牟田の土地を久留米市の方が作っているという情報まででそれが最新の情報には更新できていないところでございます。ただ、いずれにしても議案書としては整合性を図るべきでしたので、申し訳ありませんが貸人の方の面積は 5,120 が経営面積、こちらの方が同一経営として正しい数字ということになります。訂正の方を申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

○委員（1番）

今回、中間管理機構から解約ちゅうことで報告がなされとるんで、ここに貸付なりなんなりちゅうとこに本来は載っておるんじゃないかという質問もしたと思いますけど。2番目にあるでしょ、_____さん、中間管理機構で今度は後継者が耕作するためちゅうことで報告事項であがっているじゃないですか。ちゅうことは_____さんは中間管理機構を介してどこかに貸付をしてるわけですよ。この次点では。今回報告されたということは。

○事務局

2ページの報告のなかで農事組合法人なまずと中間管理機構を使ってしてあった分を解約されたので、解約の時点で本人耕作という位置付けになって、その後利用権設定をされてあると。

○委員（1番）

そこを確認したとですよ。ここで解約されてるんでこの貸付には書く必要が無いのかどうかちゅうのをさっき尋ねたとですよ。当然今日の総会で承認なりなんなりちなるんで、承認前やったら本来はここに載っとくべきじゃないかちゅう意味でお尋ねをただけです。解約申請があつとるけんもう今返事のように載せる必要が無いち言われれば、分かりましたちゅうことです。

○議長

いいですか。他にありませんか。

【質問なし】

それでは無いようですので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号、農地法第3条でございます。第1項と第2項は関連致しますので一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、鶴田、地目田1筆、面積3,024㎡、渡人、鶴田の____さん、受人、鶴田の____さんでございます。続きまして、第2項、契約、売買、所在、鶴田、地目田1筆、面積3,344㎡、渡人、鶴田の____さん、受人、同じく鶴田の____さんでございます。申請事由はともに渡人の規模縮小のため、売買価格は1項、2項共にそれぞれ総額____万円、作物は米麦ということでございます。渡人の____さんが単身の89歳と高齢であることからの規模縮小でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

説明が終わりましたので、議案第2号第1項及び第2項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願い致します。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、長浜、地目畑1筆、面積382㎡、渡人、長浜の_____さん、受人、同じく長浜の_____さん、申請事由は渡人の離農のためで、売買価格は総額の____万円、作物はブルーベリーということでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

只今事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願い致します。

○事務局

はい、19ページをお願いいたします。第4項、契約、使用貸借、所在、熊野、地目、田1筆、面積1,208㎡、貸人、蔵数の_____さん他7名、借人、熊野の_____

__さん、申請事由は所有者が非農家で耕作不能ということで、また、人がやっと通れるような里道しか接道が無いことから、隣接する受け人へ使用貸借されるということです。作物はぶどうでございます。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。審議のほうよろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、20ページをお願いいたします。第5項、契約、贈与、所在、高江、地目田2筆、畑3筆、面積計6,053㎡、渡人、高江の_____さん、受人、同じく高江の_____さん、申請事由は親子間の贈与となっております。作物はいちごや米ということでございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5項に関しましては事務局の説明どおりです。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第6項、契約、使用貸借、所在、津島、地目田1筆、畑2筆、面積計2,935.24㎡、貸人、津島の_____さん、受人、津島の_____さん、申請事由は親子間の経営移譲のため契約を更新されるということでございます。作物は米や野菜となっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は4件でございます。それでは、第1項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは議案書の21ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在は前津、地目は畑で2筆、面積1,547㎡でございます。渡人は_____さんの相続人で柳川市三橋町の_____さん外4人、受人は福岡市南区の_____株式会社代表取締役_____さん、申請事由は宅地分譲整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページになります。県道久留米筑後線のバイパス工事に該当する場所で、東側に1区画、西側に3区画の計画となっております。こちらの農地区分は用途区域、第3種農地となります。売買価格は総額で____万円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。ここの畑、現況荒れておりまして耕作放棄が随分続いておりましたので地元としては大変開発かかっていいんではないかという声が聞こえております。審議のほうよろしくお願い致します。

○議長

説明が終わりましたので、議案第3号第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○事務局

すいません。先月ありました_____でございますけれども、実績の方を漏れておりましたのでお伝えを致したいと思っております。先月許可（承認相当）を戴きました_____の別のところの件ですけれども、11区画の特定条件付の案件ですけれども予定としましては令和3年7月着工でございますので、未だ全然建ってないというところでございます。以上です。

○事務局

実績としては先月に承認いただいた案件については、未だ1区画も売れているわけではないというような状況ということでございます。

○議長

改めまして説明が終わりましたので、議案第3号第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委員(1番)

えっと、確認ちょうかお尋ねなんですけど、渡人が今説明あったように_____の相続人_____外4人というふうになってますが、他4名の方ちょうのはここに掲示する必要はないんですかね。あるか無かかば聞きよつとですよ。

○事務局

私どものとらえ方のあれかもしれませんけれども、名義人で持ち分とかそれぞれの複数名義の登記されてある分はですね、全員分をあげさせていただいているんですけど、相続が済んでいない相続人連名の場合はですね他何名とかであげさせていただいても大丈夫なのかなというような認識でおったんですけども。

○委員(1番)

あげんでいいんですか、あげるがいいですか、認識や無くてどっちかちょうとば聞きよつとですよ。

○議長

あげやんかどうかば言うとか。

○事務局

事務局としては省略でこういった書き方でも大丈夫かなと考えてます。

○議長

ならこれでよかわけかね、これで。

○事務局

どちらかという委員さんがよかでけんは判断していただくんでしょうけど。議案書はこの農業委員会のなかでの議案書になってまして県とかに出す分にもこういった

形でなからやん、っていうわけではないのですね。この議案を審議していただくなかで必ず全員書かやんとおっしゃるのか、それともこれで大丈夫とおっしゃるのかっていうところになるかと思います。私どもとしては登記上連名とかにならなければこういう書き方で大丈夫なのかなと思っているところです。

○議 長

どうぞ。

○委 員（5番）

申請書ですね、転用の申請書にはそれぞれの4名かな名前は載って押印してあるわけでしょ。

○事務局

申請書はですね、基本的に1人分の欄しかないので、頭にこのように誰々他何名と書いていただいて、こちらの方はあくまで頭出しということで、で全員の連名が別紙に揃ってるというようなことで、これは誰が代表とかではなくて同じように名前が連なっている状況でございます。

○委 員（5番）

代表者名、___さんかな、この方で申請をしてあって別紙にその4名の方の連名のあれがあるわけですね。それを言われるとよかったと思いますけど。

○議 長

だそうです。（はい。）

（はい。）どうぞ。

○委 員（13番）

完全に相続の配分とかが決まっている場合は載せるっちゃうことですかね。

○事務局

登記に載っているなら登記の持ち分でになると思います。（ありがとうございました。）

○議 長

本題じゃないけど、なかなかご意見は。（はい。）どうぞ。

○委員（15番）

この会社はですね先月この場に来てもらって私の方からも今回の物件の7割以上を売れてもらわないと次にいけませんよという説明をしております。それで、地元の方には、ほんとに荒れたところを綺麗になすちゅうことは良いことだと思いますけど、このような情報が他の業者にいけばこの会議もがちゃがちゃになってしまうと思いますけど、その辺のみかたとしてはどうですかね。この間説明したばかりで今回また次いきますっちゅうのはちょっとおかしいと思いますけど。その辺の説明を。

○議長

何か答弁は。

○事務局

今の、なかなか事務局から答弁というのが非常に難しいので、ちょっと経過だけ説明をさせていただきたいと思います。この_____さんが申請をもってこられた時点で、私ども前回の総会の時にもご意見を出していただきました様に、筑後市では7割売れてからというようなことでですね説明をしておりました。それを窓口でも伝えて基本的には7割売れてない分を持ってこられても筑後市の農業委員会としては承認は厳しいですよ、難しいですよということで窓口で伝えたところです。で、こちらの方から、じゃあ打診案として前の分が着工されていないというようなことでして。あ、打診の前にすみません。そのようなことで農林事務所の方に先ず相談をして、県の方はどういう見解かというのを確認しました。ちょっとびっくりするような内容だったんですけども、県としては事業計画書のなかで最初に議案が通って許可が出て、許可が出た後に準備期間があって、造成が始まります。で、ポイントとしては工事の着工が2回あるんですけど、造成工事の着工する時と建物を建てる時の着工の時と2回あって、その建物が完成した時が完成というふうになっているんですけども、事業の実施中という考え方は建物、建築工事に着手した時から完成するまでが経過を県として追いかける期間なので、建物を建てる着工までは出来上がってなくて当たり前なので県としてはその経過は問いませんというようなことでした。そういったことで、7割売れてからというのは、筑後市オリジナルの見解というような事になってまして、

県のほうとしては売れてる売れてないとか、このケースでいけばどのくらい捌いてるかというとは建築に着工するまで県のほうとしては特段問題ないというような考えでした。というような県の考えはあったものの、筑後市としては、もうずっと7割売れてからで無いと事業規模としてですね、貴方は前の案件も持っているでしょ、そちらの方を先にやって下さいというような指導とともにですね、過去沢山お断りしてましたので、それを伝えたところ、_____さんは、県は大丈夫と言いやうるけども市がだめっていったとしてもそれはそれで出しますということで申請を出して行かれました。その時にこちらの方がお話しさせてもらったのは、前の分はまだ着手されてなく、7月から着手予定ということだったので、どうせ県はカウントしないということですし、ご本人さんもまだ着工されていないので前の分を取り下げて2件同時に新規として出し直されたらどうですかと、そうすると両方とも新規なので新規扱いで新たに審査、過去実績は関係ない状態での審査になるんじゃないでしょうかという話を持ちかけたんですけど、それは結果的にされませんでした。これはこれで別途今回出しますというようなことでございましたので、そういった意味ではなかなかこちらが以前考えていたような指導としてはですね、対応はしてもらえなかったところがございます。如何せん、県の対応がそういったような状況でございますが筑後市としては、今までの、市内の業者含めてですね、ずっと対応してきた経過もありますので、ま、非常にちょっと、慎重にご議論いただくような中身かなと思っているところです。

○委員（4番）

よかですか。（はい、どうぞ。）前回そういうようなことで話をして7割ということで数字も何戸と私、申し上げたと思いますが、分かりましたということでしたけれども、現在、今まで、またそういう形で他のところが待ってあつとに、次、未だ売れてないのに出されたら申請を下ろすちゅうわけにはいかんと思うわけですよ。ま、特例じゃ無くて、これは特例となってますけど特例じゃ無くてあの、県の方もその摘要云々ということじゃなくてですね、筑後市はこうなっておるならそれに従いなさいとか指導していただくのが本来は筋じゃなかろうかと思っておりますけども、その辺は如何な

もんですか。

○事務局

えっと、非常に読み取りが難しいと思うんですけども、実は農地法の運用の制定についてという文章がですね、これは農林水産省のほうから出てるものがあります。この中に、転用の時の例えば1種農地、2種農地の原則許可できないけれども許可するときの要件なんか書いてあるんですけども、それに伴って農地法の運用についてという部分がですね詳しくあります。これを基本的には遵守して下さいというのが県の言い方です。で、県はこの通りに判断しているつもりなので筑後市さんもこの中身に沿って判断をして下さいと、というようなのが県の見解でした。だから、非常に難しいんですけど、具体的に、書いてある項目のどこに照らし合わせるかというところがありますけれども、県のほうとしては信用という部分で、資金力及び信用という部分でどうも過去の実績というのを見てらっしゃるということで、実際に着手して完了しなくちゃいけない時期にきちんと計画どおりにされているかどうか、前の分がされてあるんであれば信用に値すると、5割以上そこで完成しているんであればそれに信用に値するということでの信用の部分で県のほうとしては問題ないというようなことでございます。ただ筑後市のその7割という部分については、信用の部分だけなのかどうか、例えば計画面積の妥当性、これくらいの規模を転用していくというときの規模の妥当性あたりで見ていく、もしくは2つ同時に、元々の計画があってその計画が今回の場合は令和6年までに完了するという計画が前回の、先月の分ですけども、それだけ期間を掛けてされる予定なのに今回の分が出てくれば、当然それなりに11区画に対してさらに4区画足されるということであれば、もっと捌けないというか、というようなことから遅滞なく供することの確実性とかそういったようなところが筑後市としては懸念すべきところで指導していたんじゃないかなと思ってますんで、もしも筑後市の方で意見を出すとすれば、その規模的なものなのか遅れるんじゃないかというようなことなのか、その辺りが筑後市の判断するところなのかというふうには事務局としては思っているところなんですけども。

○委員（4番）

なんで、ほんなら前回出された時にですね、次回こういうふうにございますかどうか、それを説明していただくか、それを説明聞いたなかでまた検討しますとかいうことを出来なかったんでしょうかね。

○議長

その時点ではまだ話がまとまっとらんやったとや・・

○担当委員

前回の総会時にはまだ水利委員とかの書類がそろってなかったんで、まだ。提出の多分2日前くらいに完備できたと思ってます。

○議長

はい、どうぞ。

○委員（10番）

あの、過去にもですね県と市の見解が、こういう事態がですねあったわけですよ。で、最終的には市が下りるとか、でも従来よりですねいろいろ県は言っても市はですね、今までどおりの指導の仕方で行っていった方が良くないですかね。

○議長

はい。

○委員（1番）

今事務局の方から説明がありましたけれども、一旦取り下げてやれば、一体新規でいいアドバイスもされたけどもそれを拒否されたちゅうことですよね。で、今回新たに出されるということであれば、先月の時に当然質問のなかで筑後市にはこういう申し合わせがありますが、ご理解していただけますかちゅう確認をとった時に、その時にはちゃんと分かりましたということで返事をしてある訳ですから、事務局の方も一歩引いて取り下げて一緒に出されればこれは許可しますけれども、このままでは先月お宅は筑後市の申し合わせ事項に対して分かりましたちゅう返事をしてあるちゅうことです、ここら辺、半年前ちゅうとと違って1ヶ月前んとでもうそげん先ん話んごと、たかだかちょっとまだ間に合わんやったちゅうことですけれども、それなら

ば先月のやつを1ヶ月遅らかしてでも、今月一緒にやらせた方が当然良かったと思いますんで、今回のこれは取り下げをしていただいて一括じゃ無いとうちとしては、先月も本人さんも了解してあるんで、今回には通すことはおかしいのかなというふうに思います。

○議 長

はい、どうぞ。

○委 員（13番）

筑後市自体は今までずっと7割の形でもってきてると思うんですけど、これは、今度通した場合ですね、他のところから突っ込まれた場合がですね、農業委員会も多分突っ込まれると思うんですよ。その時に困ると思うんですよ。県の見解と市の見解、若干違う分は分かるんですけど、そこんにきがやっぱ、市は市としての態度をぴしゃっとしとったが良いんじゃないかと思うんですけど。

○議 長

他にありませんか。はい、どうぞ。

○委 員（7番）

私もずっと聞いてたんですけど、やっぱり筑後市でその7割ち決めてる、今____さんが言われたように、先月、いろいろ言われたけど、はいつて言われて帰られて、私も、へって思ったんですけど、それをもしも許すんだったらよっぽど特例ちゅうか、なんかありましたよっていうのがあれば、前回ずっと言ってきた人たちがはいつて、ちゃんと守ってきてある方たちにも言えるけど、特にそんな、只荒廢地やけん早くした方が良いんだけど、それは理由にならないと思うんですよ。そしたら筑後市の条例とかぜんぜん関係ないやん、ってなって来ますので、もしもそれを許すんだったら、7割とかも消さなかいかんと思うんですよ。それけん、ここではつきりね、やっぱり大人やけん、この前はいつて言われて帰られたから次の月に出されてもちよつとおかしい私も思います。

○議 長

他に、はい、どうぞ。

○委員（13番）

特に筑後市に初めてあれをする場合は、新規の方は呼んでから一応説明してから、こういう形で、筑後市としては7割になつていきますけんそれをあれしてから次の事業に対しては申請をお願いしますつちゅう形でずっとお願いしとるけんですね、やっぱそこんにきだけはぴしゃっとあれして、さっき事務局の方も言われましたけれども、前んとは取り消す、で、これと一緒に出すとかですね、そういう形ならば、また通るかんしれんけんですね。そこんにきはぴしゃっとしとった方がいいと思うんですけど。

○議長

他にはありませんかね。

【質問なし】

それでは、質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】承認1名 不承認11名

賛成少数、不承認とすることにいたします。暫時休憩いたします。

【休憩】

休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは第2項の説明を申し上げます、契約は売買、所在は一条、地目は畑1筆、面積は106㎡でございます。渡人は筑後市一条の_____さん、受人は、筑後市熊野の_____さん、申請事由は、駐車場・家庭菜園で、隣接する住宅、宅地と一体で購入され、当該農地は駐車場・家庭菜園整備という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の2Pになります。（地図により位置説明）____さんは会社員でアパート住まい、農地が転用してからの所有権移転となります。こちらの農地区分につきましてははですね第3種農地という判断をしております。売買価格につきましては、_____円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては今事務局から説明のあったとおりです。地図につきましては2ページをご参照下さい。審議方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

○議 長

あの、一体利用地の説明は良かったと。

○事務局

すいません。一体利用地でございますけれども、地図上の上のですね緑の部分ですね、この部分が宅地と住宅で583.51㎡となっております。失礼いたしました。

○議 長

それでは、質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書22ページをご覧ください。第3項、契約は売買、所在は野町、地目は田5筆、面積の合計は2,841.06㎡でございます。渡人は福岡市城南区の_____さん、受人は、筑後市野町の_____さん、申請事由は、宅地分譲整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページになります。（地図により位置説明）こちらの農地区分は、用途区域となっており、第3種農地と判断しております。平成29年9月に許可した場所の南側になります。前は8区画、今回は11区画の宅地分譲計画となっております。____さんの工事完了実績につきましては、全て完了となって

おります。売買価格につきましては、____万円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局より説明があったとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長

説明が終わりましたので第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第4項、契約は売買、所在は若菜、地目は畑2筆、面積は346㎡、渡人は筑後市若菜の_____さん、受人は福岡市中央区の株式会社_____代表取締役_____さんとなっております。申請事由は、貸露天駐車場整備、舗装はせず砂利敷きという計画となっております。_____病院さんの駐車場を拡張するもので、こちらの_____病院のスタッフさん、来客用の駐車場が不足することによるものでございます。場所の確認をお願いします。地図の4ページになります。（地図により位置説明）こちらの農地区分につきましては、住宅に囲まれており第3種農地と判断しております。売買価格につきましては、総額____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今の事務局の説明どおりです。あの、_____病院の駐車場が手狭になったということでの申請でございました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員（1番）

長くなってすみません。（いえいえ。）ちょっといろいろ興味がありますんで。あの____病院の拡張ち言われましたけど、この株式会社_____さんちゅうのは別に____病院とはなんら関係ないとですよね。なんか普通やったら____病院のその方が土地ば購入したりせらっしゃるのかなち思うんですけれども。ここが購入されて____病院の方に出すなり何なりそういうふうにされるちゅうふうに理解したほうがいいとですかね。その確認だけです。

○事務局

そういう事になります。

○議 長

いいですね。他にありませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第12回農業委員会を閉会いたします。

午後3時24分 閉会